

米国産牛肉輸入の近況と対応について

1 輸入動向

昨年7月27日の輸入手続再開以降、米国産牛肉の輸入量は、約1万7千トン*（5月17日現在）となっており、これらの牛肉は、対日輸出認定施設（35施設）のうち、29施設から出荷されている。

※：厚生労働省検疫所における食品衛生法に基づく輸入手続が完了したもの

2 米国産牛肉の混載事例についての対応状況

(1) 牛ばら肉の混載事例についての対応

- ① 食肉処理施設：タイソン社 レキシントン工場
- ② 数重量：2箱、約43キロ（貨物全体：473箱、約9トン）
- ③ 公表日：2007年2月16日
- ④ 当初の対応：
 - ア 特定危険部位が含まれていないが、日本向けでないものである
 - イ 米国農務省発行の衛生証明書に記載されていないこと等から、当該施設からの輸入手続を保留。
- ⑤ その後の対応：
 - ア 3月21日、米国政府より調査報告書の提出
 - イ 混載品は、20か月齢以下と確認できる牛由来でなかったこと、原因は施設の従業員によるエラーであったこと等の報告を受け、当該施設からの輸入手続を停止
 - ウ 5月24日 現地査察の実施

(2) 牛タンの混載事例についての対応

- ① 食肉処理施設：カーギル社 ドッジシティー工場
- ② 数重量：4箱、約24キロ（貨物全体：250箱、約2トン）
- ③ 公表日：2007年4月6日
- ④ 当初の対応：
 - ア 特定危険部位が含まれていないが、日本向けでないものである
 - イ 米国農務省発行の衛生証明書に記載されていないこと等から、当該施設からの輸入手続を保留。
- ⑤ その後の対応：
 - ア 5月18日、米国政府より調査報告書の提出
 - イ 混載品は、20か月齢以下と確認できる牛由来でなかったこと、原因は箱の蓋に予め対日輸出用ラベルを貼付しており、そのうちの4つの蓋を日本向けでない不適格品に使用したこと等の報告を受

け、当該施設からの輸入手続を停止
ウ 5月21日 現地査察の実施

(3) センマイの混載事例についての対応

- ① 食肉処理施設：カーギル社 フォートモーガン工場
- ② 数重量：1箱、約7キロ(貨物全体：2899箱、約18トン)
- ③ 公表日：2007年5月18日
- ④ 当初の対応：
米国農務省発行の衛生証明書に記載されていないこと等から、当該施設からの輸入手続を保留するとともに、米国政府に詳細な調査結果の報告書を要請。
- ⑤ その後の対応：
米国からの調査結果を踏まえて適切に対応。

3 松岡農林水産大臣とジョハnz米国農務長官との電話会談

(1) 4月19日夜と20日朝、松岡農林水産大臣とジョハnz農務長官との間で米国産牛肉に関して電話会談

(2) その結果、輸入手続再開後の検証期間の終了に向け、対日輸出を行っている全ての施設について査察を実施すること、対日輸出基準遵守に問題がない施設について全箱確認を終了すること等を確認

(注) 全箱確認は、昨年7月の輸入手続再開に当たって、念のため、全箱を開梱して製品の適合性を確認する目的で輸入業者の協力を得て、当面の対応として実施しているもの。

4 米国における食肉処理施設の現地査察

(1) 日程

平成19年5月13日～28日(16日間)

(2) 出張者

厚生労働省及び農林水産省の担当者(3チーム)

(3) 調査場所

米国の食肉処理施設28カ所

(ネブラスカ州、カンザス州、テキサス州等14州)

(注) 昨年末に査察済みの7施設及び操業停止している1施設を除く全ての対日輸出認定施設及び検証期間が終了した場合に米側が新規認定を予定している1施設計28施設について査察を行う。